



# 村からのお知らせ

宝珠山庁舎 72-2311  
小石原庁舎 74-2311

## 総務課 ◆確定申告が始まります。「税の申告は正しくお早めに」

所得税・村県民税の申告期間：2月16日（月）～3月16日（月）

《受付場所・受付期間》

受付場所	宝珠山庁舎	小石原庁舎
受付期間	2月16日（月）～3月16日（月） （土・日曜日を除く）	2月18・25日、3月4・11日 （期間中の水曜日）

※宝珠山庁舎では、期間中は毎日（平日）受付を行います。小石原庁舎では、水曜日のみ受付とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

※交通事情等の理由により、水曜日以外の日に小石原庁舎での申告を希望される方は、事前にご連絡下さい。（TEL 72-2311 総務課税務係）

《農業所得申告説明会》

場 所	基幹集落センター 2階 第3会議室	1月22日（木）午後2時～
-----	-------------------	---------------

税務署より農業所得の申告について説明がありますので、農業収入、経費がわかる資料等をご持参の上ご出席ください。

### 所得税の確定申告

【申告が必要な人】

- 商業・工業・農業・医業などを営んでいる人
- 家賃・地代・不動産売却などの所得がある人  
平成26年中の各種の所得金額の合計が基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・その他の所得控除の合計額を超える人は、必ず申告しなければなりません。
- 給与所得者  
給与所得者は通常、年末調整で税金の精算が行われているので所得税の申告は必要ありませんが、次のいずれかに該当する人は、申告が必要です。
  - ① 給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
  - ② 給与を2ヶ所以上の事業所からもらっている人
  - ③ 給与収入の年額が2,000万円を超える人

### 村県民税・国保税の申告

村県民税・国民健康保険税の申告書は、1月中旬に連絡員さんを通じて各世帯に配布します。

【申告が必要な人】

- 平成27年1月1日現在、本村に住所がある方（住民基本台帳に登録されていない方でも本村に住んでいる方）は申告しなければなりません。（パート・アルバイト等の収入のある方、農地を貸して貸付料をもらっている方等も申告が必要です。）

- 平成26年1月から12月までに所得がなかった方も必ず申告してください。（非課税証明書・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの基礎資料に必要です。）
- ※ 所得税の申告をされた方や、平成26年1月から12月までの所得が給与所得のみの方（勤務先より村へ給与支払報告書の提出があった方）は申告の必要はありません。

申告や納税相談に必要なもの

【所得税・村県民税・国保税】

- 申告書・・・申告書の送付を受けている人は、その「申告書」。所得税の申告は「確定申告書」、村県民税・国民健康保険税の申告は「村県民税申告書」
- 印鑑・・・口座振替希望者の方は、通帳とその印鑑
- 源泉徴収票・・・給与や年金などのある人は「平成26年分源泉徴収票」
- 帳簿書類・・・事業所得、不動産所得、農業所得などがある人は「収入・仕入・必要経費などが分かる帳簿書類」
- 社会保険料・・・生命保険料・損害保険料の所得の控除を受ける人は「社会保険料や生命保険料などの証明書」
- 雑損控除を受ける人は「損害を受けた住宅・家財の証明書」
- 医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収書と明細書・保険金などで補てんされる金額の明細書」
- 寄付金控除を受ける人は「寄付の証明書」
- 配当、住宅借入金などの所得税額控除を受ける人は、建物の登記簿謄本などの「税額控除に必要な書類」

※介護保険の要介護認定者（要支援は除く）は、障害者控除に当てはまる場合がありますので、「障害者控除対象者認定書」が必要な人は介護保険証と印鑑を持参のうえ、住民福祉課で申請を行ってください。

所得税の還付申告 ～こんなとき申告すれば納めた税金が戻ってきます～

給与所得者で確定申告をする必要のない人でも、次のような人は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が戻る（還付される）ことがあります。

【住宅ローンを利用してマイホームを取得したとき】

住宅ローンを利用してマイホームを新築や購入、増改築したときは、一定の要件を満たせば入居した年から最高15年間の選択で、住宅借入金等特別控除を受けることができます。この控除を受けるには確定申告が必要です。

【年間の医療費が10万円または所得の5%を超えたとき】

家族の病気やけがなどで平成26年中に支払った医療費が、10万円または所得の5%を超えると、医療費控除を受けることができます。

次ページへ続きます⇒

この控除対象は、診療・治療・出産のための診察費や入院のほか、入院中の食事代、薬代、歯の治療代、医師の処方に基づく治療費のためのマッサージや針代、成人のおむつ購入費(医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要。ただし、要介護認定を受け2回目以降に医療費控除を受ける人は、いくつかの要件を満たしていれば、役場住民福祉課が発行する書類でおむつ証明書に代えることができます。詳しくは住民福祉課へおたずねください。)などで、このうち、社会保険から支給される療養費や生命保険会社から支払われる入院給付金などを差し引いた自己負担額です。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) をご利用ください。

**簡単！スピーディー！！ネットでどこでも申告・納税**

自宅やオフィス、事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます

詳しくは

e-Tax ホームページへ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 総務課 (電話：72 - 2311) まで

**企画振興課**

**◆最低賃金改定のお知らせ**

福岡県の最低賃金が以下のとおり改定されます。

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 727円	平成 26年 10月 5日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼、製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 865円	平成 26年 12月 10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 821円	
輸送用機械器具製造業	1時間 844円	
百貨店、総合スーパー(※)	1時間 790円	
自動車(新車)小売業	1時間 834円	

※衣、食、住にわたる各種の商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時 50 人以上のもの。

特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金 (1 時間 727 円) が適用されます。

●詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金課 (TEL: 092 - 411 - 4578) または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 企画振興課 (電話：74 - 2311) まで

**住民福祉課 ◆平成 27 年 1 月から国保の制度が一部変更になります！**

平成 27 年 1 月診療分より高額療養費制度の所得区分が細分化され、自己負担限度額が変更となります。変更となるのは 70 歳未満の上位所得者世帯と一般世帯です。(70 歳以上の方と住民税非課税世帯は変更ありません)

高額療養費制度は病院などで診察を受けた医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたときに、その差額分を支給する制度です。自己負担限度額は、年齢や所得によってそれぞれ異なります。70 歳未満の方は、平成 27 年 1 月診療分から自己負担限度額が変更となります。詳しくは次のとおりです。

◎ 70 歳未満の人の自己負担限度額

同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えたとき、超えた分が支給されます。または、一つの世帯内で、同じ月内に、21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

平成 26 年 12 月までの自己負担限度額 (月額)

所得区分	所得金額 ※ 1	3 回目まで	4 回目以降 ※ 2
A 上位所得者	600 万円超	150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1 %	83,400 円
B 一般	600 万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
C 住民税非課税世帯		35,400 円	24,600 円

※ 1 所得 = 総所得金額等 - 基礎控除 (33 万円)

※ 2 過去 12 か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が 4 回あった場合の 4 回目以降の限度額



平成 27 年 1 月からの自己負担限度額 (月額)

所得区分	所得金額 ※ 1	3 回目まで	4 回目以降 ※ 1
ア 上位所得者	901 万円超	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円
	600 万円を超え 901 万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円
イ 一般	210 万円を超え 600 万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
	210 万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600 円	44,400 円
オ 住民税非課税世帯		35,400 円	24,600 円

※ 1 所得金額 = 総所得金額等 - 基礎控除 (33 万円)

※ 2 過去 12 か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が 4 回あった場合の 4 回目以降の限度額

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課 (電話：74 - 2311)



**総務課**

**◆平成 27 年度以降の軽自動車税の改正について**

※原動機付自転車及び二輪車等

平成 27 年度分より下記のとおり変更となります。

車種区分		現行	改正後	
原動機付自転車	総排気量	50cc以下	1,000 円	2,000 円
		50cc超 90cc以下	1,200 円	2,000 円
		90cc超 125cc以下	1,600 円	2,400 円
		ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車	二輪	125cc超 250cc以下	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車		250cc超	4,000 円	6,000 円

※四輪以上及び三輪の軽自動車

- ・平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録済の車は現在の税率、下表 (1) を適用します。
- ・平成 27 年 4 月 1 日に新規登録した車は、平成 27 年度から下表 (2) の新税率が適用されます。
- ・平成 27 年 4 月 2 日以降に新規登録した車は、平成 28 年度から下表 (2) の新税率が適用されます。
- ・平成 28 年 4 月 1 日以降の賦課期日 (毎年 4 月 1 日) 現在に、新規登録から 13 年を経過した車には下表 (3) の重課税率が適用されます。

車種区分	三輪			
	(1) 平成 27 年 3 月 31 日までの登録車	(2) 平成 27 年 4 月 1 日以降の登録車	(3) 登録後 13 年を超える車両	
三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円	
乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※重課税率とは、「グリーン化税制」により新車新規登録から 13 年を経過した自動車について平成 28 年度より税率を上乗せ (重課) することです。

※平成 14 年 12 月 31 日までに新車新規登録した自動車については、平成 28 年度から (3) の税率が適用されます

※軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の所有者に課税されます。使用していない車両がありましたら、お早めに廃車や名義変更の手続きを行って下さい。



お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 総務課 (電話：72 - 2311) まで

**交通安全協会**

**◆朝倉地区交通安全協会からのお知らせ**

交通安全協会は、各市町村・警察・企業等と協力し「地域の交通安全」のために設立された任意の団体です。その活動内容は、

- 交通安全街頭活動 (四季における街頭キャンペーン等)
- 子供たちの保護誘導 (主要交差点における立番等)
- 優良運転者・功労者表彰 (10 年以上無事故無違反の方は応募して下さい)
- チャイルドシートの無償貸し出し (朝倉市・筑前町・東峰村に居住の方)
- ランドセルカバー贈呈 (市町村内の新小学一年生全員)
- 小・中学校図画・作文コンクール
- 子供自転車安全運転競技大会 (馬田小学校 25 年度地区大会 1 位 2 位 3 位独占、26 年度地区大会 1 位県大会 2 位) 等です。

これらの活動資金は、市町村の援助・各企業等からの協力、及び安全協会への「入会金」等ですが、特に安全協会への「入会金」が主要部分を占めています。

しかしながら、年々入会していただく方が減少しており、諸活動が困難になりつつあります。

また、当協会では免許証更新業務を実施しておりますが、以前は警察署内で行われていました。

その際は、車を駐車できなかつたり、講習室が狭かったため、立ったままで受講していただく等のご迷惑をおかけしておりました。それらを解消し、皆様が快適に免許更新をしていただくために交通会館 (現警察署隣) が建てられました。

この「会館」の維持管理についても、皆様の「入会金」を使わせて頂いております。

入会減少が続けば交通会館の維持管理も困難になり、閉鎖も考えざるを得なくなります。

すなわち、皆様のご協力で『朝倉で免許更新が快適にできる』と言えるのです。

皆様の地域の交通安全を確保するために活動している団体でありますので、何卒、この点をもご理解いただきまして是非ご協力をお願いいたします。

入会していただいた方には、安全グッズの無償配布や、福岡県・大分県の「安全協会協賛店」での割引制度等の特典もあります。朝倉地区には 16 店舗の協賛店があります。

「入会費」は年間 400 円ですが、免許証の有効年分をお願いしております。

基本的には『更新の時』としていますが、随時受付もしています。

皆様の善意のご協力をよろしくお願い致します。

朝倉市甘木 236 番地 1

朝倉地区交通安全協会 会長 梶原 昭人

お問い合わせ先

朝倉地区交通安全協会 (電話：22 - 2442) まで